

# LIFEPLANNER'S NOTE

## 相続対策は 他人事ではありません。



### 西保 高友

TAKATOMO NISHIYASU  
スペシャルライフプランナー

京都ライフプランナーセンター第1支社  
〒600-8008 京都府京都市下京区四條通烏丸東入長刀鉾町20  
四條烏丸FTスクエア7F

Tel **075-212-3001**

Fax 075-212-8551

携帯電話 090-8299-0066

e-mail takatomo\_nishiyasu@sonylife.co.jp

ファイナンシャルプランナー

相続診断士 (相続診断協会認定)

トータル・ライフ・コンサルタント (生命保険協会認定FP)

#### ライフプランナー通信

今回の写真は水族館に行った時のものです。いつもお届けする時期とのタイムラグが気になるのですが、ご容赦頂けると助かります (笑)

5ページで紹介した「夢を叶えるまいにち習慣」はいかがでしたか？それにしても、昔とは「なりたい職業」が大きく変わりましたね。YouTuberがこんなに上位になるなんて驚きです。我が家でも6ページの「ユメ・カナシート」試してみたいと思います。大人でも活用できるそうですので、お試しください。

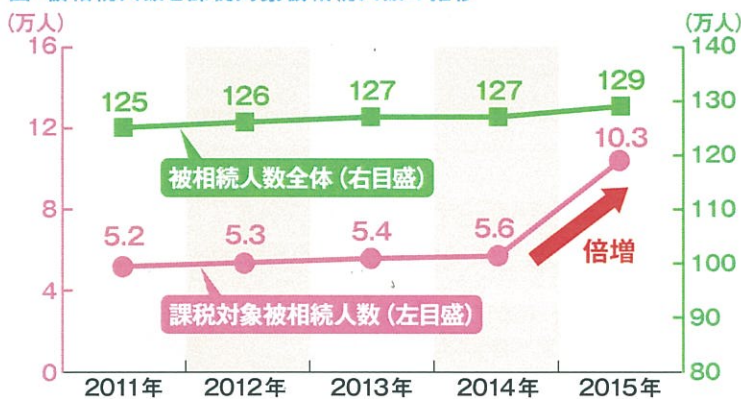
今後ともよろしくお願いたします。

相続税というと、一部の資産家だけに関係する話と、思っている方も多いようですが、最近、少し様子が変わってきました。

2015年に相続税の課税対象となった方は、約10・3万人。前年の約5・6万人から倍増しています(図)。

その理由は、相続・遺贈に係る税制が2015年1月に改正されたことにあります。相続税は相続財産が基礎控除額以下であれば課されませんが、その基礎控除額が改正前の6割に引き下げられたのです。相続税は、以前よりも身近な税金になったと言えます。

図：被相続人数と課税対象被相続人数の推移



出典：国税庁「平成27年分の相続税の申告状況について」を基にソニー生命作成

また、遺産分割に係る争いが増えているのも気になります。「我が家には争うほどの財産はないから大丈夫」という方もいるかもしれませんが、争いの約76%は遺産総額5,000万円以下の相続で起こっています。

相続でもめる原因は財産の大小ではなく、財産の内容にあるようです。「土地」「家屋」などの分割しづらい不動産が、財産に占める割合が多いと、めめやすと言われるています。

生命保険は、納税資金の準備はもちろん、遺産分割対策にも活用できます。詳しい話をご希望の方は、お気軽にご連絡ください。